

郡山市訪問型サービス・活動B事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業のうち、住民等が主体となって提供する訪問型サービス（以下「住民主体サービス」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この事業は、住民ボランティアや特定非営利活動法人等（以下「地域住民等」という。）が主体となり、地域課題やニーズ等の実情に応じた住民主体サービスを提供することで、高齢者の自立した生活環境の維持又は向上を図るとともに、高齢者自らも住民主体サービスの提供者として活動することで介護予防を促進し、地域主体による自助・互助の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語は、法、介護保険法施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

2 この要綱における「生活支援」とは、高齢者の居宅における多様な生活上の困りごとに対し、地域住民等が主体となって行う掃除、洗濯、買い物、ごみ出し、庭の手入れ等の多様な生活援助をいう。

（事業実施主体）

第4条 実施主体は、市内において第7条に規定する活動を行う構成員が3人以上の団体（以下、「サービス提供団体」という。）とする。ただし、次に掲げる団体を除く。

- (1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等により構成される団体
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的とする団体
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体

（代表者の配置）

第5条 サービス提供団体は、構成員の中から、主に市や地域包括支援センター等の関連機関との連絡調整を行う者として、代表者1名を置くこと。

2 代表者は、市及び地域包括支援センター等が主催する会議等への参加依頼があった場合、これに協力すること。

（利用者）

第6条 住民主体サービスの利用者は、法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントに基づき当該事業を利用するものとする。

2 サービス提供団体が、当該事業の目的を達成するための附随的な活動であり、前項に規定する利用者に対するサービス提供に支障がないと判断する場合

は、前項に規定する利用者以外の者も当該事業を利用することができるものとする。

（事業の内容）

第7条 住民主体サービスは、利用者の居宅において行う掃除、洗濯、買い物、ごみ出し、調理等の多様な生活上の困りごとに対する生活援助のほか、第2条に規定する目的のために行われる多様な支援とする。

2 提供する生活支援の内容は、地域課題やニーズを踏まえ、サービス提供団体が決定する。

3 住民主体サービスのうち、構成員であって、住民主体サービスを提供するもの（以下「従事者」という。）が運転者となり、自家用車やレンタカー等を活用して買い物支援や医療受診支援等を提供する場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び平成30年3月30日国土交通省通達等の関連通知「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて（令和6年3月1日付け国自旅第359号）」の範囲でのみ運用できるものとする。

（登録申込）

第8条 サービス提供団体として登録しようとする者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる申込書類及びその添付資料を市に提出するものとする。

（1）登録申込書（第1号様式）

（2）構成員名簿（第2号様式）

（3）サービス提供団体の活動内容がわかる書類

（4）サービス提供団体の会則

（5）その他市が必要と認めるもの

（サービス提供団体の審査及び通知）

第9条 市は前条の規定により提出された書類に基づき、次に掲げる事項について審査する。

（1）提供するサービスの内容に関すること

（2）第4条及び第5条に規定する要件に関すること

2 市は、前項による審査を行い、サービス提供団体として登録が適当であると認められる場合は「登録団体決定通知書」（第3号様式）により、登録を行わない場合にあっては「不承認通知書（第4号様式）」により申込者に通知する。

（取消）

第10条 市は第12条第7号の規定による届け出があった場合のほか、次に掲げる状況が認められた場合は、当該事業への登録を取り消すことができる。

（1）サービス提供団体と一定期間、連絡が取れない等、団体の活動の実態がないと認められる場合

（2）第4条に規定する要件を満たさなくなると認められる場合

（3）休止の届け出があった期間の最終日から一定期間連絡が取れない場合

（4）その他適切なサービス提供が行われていないと認められる場合

(記録・保存)

第 11 条 サービス提供団体は、住民主体サービスの提供に関する記録のほか、会計に関する記録、事故の状況及び処置に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存する。

(遵守事項)

第 12 条 サービス提供団体及び従事者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 保険の加入

実施団体は、従事者及び利用者が、安心、安全にサービス提供又は利用できるよう、その活動にかかる傷害保険等に参加しなければならない。

(2) 秘密保持

従事者又は従事者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(3) 衛生及び健康管理

従事者の清潔の保持及び健康状態の管理について、必要な対策を講じること。

(4) 事故発生に係る対応

利用者に対する住民主体サービスの提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る地域包括支援センター等へ連絡を行うとともに、その指示に従って必要な措置を講じること。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、当該損害の損害賠償を速やかに行うこと。

(5) 関係機関との連携

サービス提供団体は市、地域包括支援センター及び生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター等の関連機関と連携した運営を行うこと。

(6) 従事者の資質向上

サービス提供団体は、従事者の資質向上のため次の研修を受講する機会を設けること。

ア 安全なサービス提供を行う目的とした研修の受講

イ ボランティアの知識・技術等の維持向上を目的とした研修の受講

(7) 活動廃止又は休止する際の事前の届出と利用者への配慮

サービス提供団体は、活動を休止又は廃止しようとするときは、「休止・廃止・再開届出書（第5号様式）」により、その廃止又は休止の日の一月前までに市に届け出なければならない。また、利用者に必要な支援が継続的に提供されるよう、関係者と連絡調整を行うこと。

(8) 再開する際の事前の届出

休止した活動を再開するときは、「休止・廃止・再開届出書（第5号様式）」により、事前に市に届け出なければならない。

(9) 内容変更・再開の届出

サービス提供団体は、参加申込書の内容に変更があったときは、その変更があった日から 10 日以内に「内容変更届出書（第 6 号様式）」により、市に届け出なければならない。

（補助金の活用）

第 13 条 サービス提供団体は郡山市訪問型サービス・活動 B 事業補助金交付要綱に基づき、当該補助金の交付申請を行うことができる。

（実績報告）

第 14 条 サービス提供団体は月毎の実施状況を記録するとともに、市から求めがあった際は月次記録簿（第 7 号様式）により、提出しなければならない。

（公表）

第 15 条 市は、実施している住民主体サービスの内容を、次の各号の項目ごとに、サービス提供団体単位で公表する。

- （1）サービス提供団体の概要（名称、住所、連絡先等）
- （2）提供内容
- （3）提供時間
- （4）活動範囲
- （5）利用者が負担する費用
- （6）利用に関する連絡先
- （7）その他サービス利用に関して必要な事項

（評価）

第 16 条 サービス提供団体は、自らその提供するサービスの内容や質に関する評価を定期的実施し、必要に応じて改善に努めること。

（サービスの利用）

第 17 条 住民主体サービスの利用料は、サービス提供団体において定めるものとし、利用者はサービス提供団体に直接支払わなければならない。

2 利用者は、前項の利用料のほか、その利用に当たり生じた実費を負担しなければならない。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。